

令和5年度
第2回
岩手県私立学校審議会資料

日時 令和6年2月5日(月) 午後1時30分

場所 エスポワールいわて 1階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

次 第

1 開 会

2 出席者（定足数）の確認

3 挨拶

4 議 事

(1) 議事録署名委員の指名

(2) 諮問事項（2件）

ア 学校法人の寄附行為認可について

学校法人水沢学苑（奥州市）…………… 議案第1号

イ 専修学校の設置者変更認可について

水沢学苑看護専門学校（奥州市）…………… 議案第2号

(3) 報告事項（1件）

令和5年度第1回私立学校審議会における諮問事項について

(4) その他

5 閉 会

岩手県私立学校審議会委員名簿

令和6年2月1日現在

	職 名 等	氏 名	備 考
1	専修大学北上福祉教育専門学校長	六本木 郁子	
2	水道橋くるみ幼稚園長	小山 映子	
3	税理士	西川 温子	
4	岩手中学校・岩手高等学校長	和田 健一郎	
5	弁護士	天間 正継	
6	岩手大学教育学部准教授	室井 麗子	
7	学校法人岩手橋学園理事長	鷹 觜 文 昭	
8	岩手県立大学社会福祉学部教授	高橋 聡	
9	仙北町幼稚園長	根内 純	
10	元岩手県教育長	菅野 洋樹	

(敬称略 議席番号順)

学校法人の寄附行為認可について

申請の概要

項目	内容	
名称	学校法人水沢学苑	
事務所の所在地	岩手県奥州市水沢字多賀21番地2	
目的	教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に貢献できる看護師の育成に寄与することを目的とする。	
設置する学校	水沢学苑看護専門学校	
設立の趣旨	私立学校としてより適切な法人組織のもとに専門学校としての職業教育を充実し県民の要望に応えるため	
設立決議年月日	令和5年12月16日	
設立代表者	石山 哲	
役員 理事5人 監事2人	職名	氏名
	理事	石山 哲
		石山 隆
		猪狩 美佐子
		蛭名 宜男
		田 淵 正
	監事	石崎 秀明
宇佐見 方宏		
摘要	<p>設置する学校については、現設置者である一般財団法人国際教育交流財団水沢学苑から移管されるものである。</p> <p>〈一般財団法人国際教育交流財団水沢学苑〉</p> <p>① 生徒数（看護学科（R5.5.1現在）） 1年生 41人 2年生 36人 3年生 41人</p> <p>② 生徒一人当たりの納付金額 1年生 1,091,800円（うち、入学金300,000円） 2年生 723,600円 3年生 760,000円</p>	

専修学校の設置者変更認可について

申請の概要

項 目	内 容
学 校 名	水沢学苑看護専門学校
位 置	奥州市水沢字多賀21番地2
旧 設 置 者	一般財団法人国際教育交流財団水沢学苑
新 設 置 者	学校法人水沢学苑
変 更 の 事 由	教育環境の充実を図り、これまで以上に県内における医療現場で活躍できる質の高い看護師を育成し、また、法人運営のガバナンス強化や透明性を確保し、一層の財務基盤の健全性を進めるため、一般財団法人から改め、新たに学校法人を設立しようとするもの。
変 更 の 時 期 (予 定)	令和6年4月1日

【一般財団法人国際教育交流財団水沢学苑】

項目	内 容	
財 産 の 状 況	1 資産総額	308,866,902 円
	(1) 基本財産	236,434,399 円
	ア 校地 (23,974,156 円) イ 校舎 (197,172,804 円) ウ 校具、教具等 (15,287,439 円)	
	(2) 運用財産	72,432,503 円
	2 負債	90,443,175 円 (うち施設・設備の整備に伴う負債 56,215,000円)
	3 正味財産	218,423,727 円
経 常 的 収 支	《R 4 年度 決算》	《R 5 年度 予算》
	・経常的収入：101,045,468円 (うち生徒納付金99,605,468円) ・経常的支出：101,445,028円	・経常的収入：101,381,000円 ・経常的支出：101,881,000円

【学校法人水沢学苑】

項目	内 容					
	収 入 (千円)		支 出 (千円)			
	科目	年度	科目	年度		
		R 6 年度	R 7 年度		R 6 年度	R 7 年度
収 支 (予 算)	学生生徒等納付金収入	99,176	102,216	人件費支出	68,000	68,000
	手数料収入	1,530	1,530	教育研究経費支出	37,581	37,581
	寄付金収入	0	0	管理経費支出	1,340	1,340
	補助金収入	23,122	23,122	借入金等利息支出	230	110
	資産売買収入	0	0	借入金等返済支出	16,965	15,660
	付随事業・収益事業収入	0	0	施設関係支出	0	0
	受取利息・配当金収入	2	2	設備関係支出	2,000	2,000
	雑 収 入	1	1	資産運用支出	0	0
	借入金収入	0	0	その他の支出	0	0
	前受金収入	0	0	資金支出調整勘定	0	0
	その他の収入	0	0	翌年度繰越支払資金	3,310	5,490
	資金収入調整勘定	0	0			
	前年度繰越支払資金	5,595	3,310			
計		129,426	130,181	計	129,426	130,181

※ 収支予算のうち、学生生徒等納付金収入及び手数料収入が経常的収入、また、人件費支出及び教育研究経費支出が経常的支出（太枠内）

令和5年度

第 2 回

岩手県私立学校審議会報告事項資料

日 時 令和6年2月5日(月) 午後1時30分

場 所 エスポワールいわて 1階 小会議室

岩手県ふるさと振興部学事振興課

報告事項

令和5年度第1回私立学校審議会における諮問事項について

1 学校の収容定員に係る学則変更認可について

学校法人盛岡誠桜学園 盛岡誠桜高等学校（盛岡市） 令和5年10月6日付不認可

【認可しない理由】

- (1) 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない（教育基本法（平成18年法律第120号）第16条第3項）とされている。

学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項における私立学校の収容定員を増やす旨の学則変更に係る認可に当たっては、単に施設及び設備等に関する基準を満たすかといった点のみならず、生徒の教育を受ける権利の保障及び教育の機会均等の保障（教育基本法第4条参照）の実現に向け、私立学校の自主性及び公共性（私立学校法（昭和24年法律第270号）第1条参照）を踏まえた上で、公立高校の適正配置等に関連する諸事情も併せ考慮し（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和36年法律第188号）第4条参照）、かつ、私立学校審議会の意見（私立学校法第8条第1項）を踏まえて判断がなされるべきであるところ、岩手県内の少子化及び生徒数減少傾向が顕著であり、収容定員を増員する状況にないことから、本申請に係る収容定員の増員は、不適切と認められるため。

- (2) 校舎について、耐震性能が著しく低い校舎があることが認められる。

よって、収容定員を増員するに当たり、校舎の安全性が担保されておらず、高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）第12条に適合しないと認められるため。

2 専修学校の目的変更認可について

- (1) 学校法人大原学園 大原簿記情報ビジネス医療福祉専門学校盛岡校（盛岡市）

令和5年9月29日付認可

- (2) 学校法人大原学園 大原スポーツ公務員専門学校盛岡校（盛岡市）

令和5年9月29日付認可

- (3) 学校法人龍澤学館 釜石市国際外語大学校（釜石市）

令和5年9月29日付認可

岩手県私立学校審議会 参考資料

1	岩手県私立学校審議会運営規程	1	ページ
2	審議会等の会議の公開に関する指針	2	ページ
3	審議会等の会議の公開に関する指針の運用について	4	ページ
4	岩手県私立学校審議会傍聴要領	8	ページ
5	岩手県私立学校認可事務取扱要領	9	ページ
6	準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準	11	ページ

【関係法令】

7	学校教育法（抜粋）	14	ページ
8	学校教育法施行令（抜粋）	14	ページ
9	私立学校法（抜粋）	15	ページ
10	準学校法人の認可基準の解釈及び運用について	17	ページ

1 岩手県私立学校審議会運営規程

(趣旨)

第1条 私立学校法（昭和24年法律第270号）に規定するもののほか、岩手県私立学校審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(招集)

第2条 審議会は会長が招集する。

(会長)

第3条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 会長の互選の時期は、会長が欠けたとき及び半数の委員が改めて任ぜられた時とする。
- 3 会長の任期は、2年とする。ただし、会長が欠けたことにより選任された会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、再任することができる。

(会長職務代理者)

- 第4条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ審議会の互選する委員がその職務を行なう。
- 2 前項の規定により会長の職務を行なう委員の任期、互選の時期及び再任については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(会議の定足数)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(議席)

第6条 議席はあらかじめくじで定める。

(発言)

第7条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

(建議案の提出)

第8条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、3人以上の賛成者と連署して会長に提出しなければならない。

(動議)

第9条 動議は、他の委員1人以上の賛成がなければ、議題とすることができない。

(議事参与の制限)

第10条 私立学校法第15条ただし書の規定に基づき会議に出席し、発言しようとする者は、あらかじめその旨を会長に申し出て、その承認を得なければならない。

(議決)

第11条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

附 則 (抄)

- 1 この規程は、昭和37年8月24日から施行する。

2 審議会等の会議の公開に関する指針

(平成11年 3月31日制定)
(平成13年 4月 1日一部改正)
(平成13年10月 1日一部改正)
(平成15年 4月 1日一部改正)
(平成15年 5月12日一部改正)
(平成16年 3月 1日一部改正)
(平成20年 4月 1日一部改正)
(平成22年 4月 1日一部改正)

1 目的

この指針は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定めることにより、県民に対して審議会等の会議の審議等の状況を明らかにし、もって開かれた県政を推進することを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及びこれに類するもの（以下「審議会等」という。）とする。

3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 法令等により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合

(2) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第7条第1項各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行う場合

(3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想される場合

4 公開又は非公開の決定

(1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

(2) 審議会等が、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法等

(1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

(2) 審議会等は、公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、会議の会場に一定の傍聴席を設けなければならない。

(3) 審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に係る手續及び遵守事項を定め、当該会議の開催中における会場の秩序の維持に努めなければならない。

(4) 審議会等は、可能な限り、会議に関する報道機関の取材に対して配慮するよう努めなければならない。

6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議開催日の遅くとも1週間前に、次の事項を行政情報センター及び行政情報サブセンター（行政情報サブセンター地域窓口を除く。）（以下「行政情報センター等」という。）に掲示し、及びインターネットの県のホームページに掲載するほか、県政番組等により事前に県民に周知するよう努めるとともに、報道機関に情報を提供しなければならない。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 開催の日時
- (2) 場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴を認める者の定員
- (5) 傍聴手続
- (6) 問い合わせ先

7 会議資料及び会議録の公開

(1) 審議会等は、公開した会議の結果について、報道機関に対し情報の提供を行うとともに、会議資料及び会議録を行政情報センター等で閲覧に供し、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

また、別に定める基準に該当する審議会等にあつては会議内容を録音した音声情報を、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

(2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、条例第7条第1項各号に掲げる情報に該当するものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録を公開するよう努めなければならない。

8 審議会等一覧の作成及び公開

(1) 部局等の長又は広域振興局長は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の名称、設置根拠等を記載した資料（以下「審議会等一覧」という。）を作成し、総務部長に提出しなければならない。

(2) 総務部長は、前項の規定により提出された審議会等一覧を、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、インターネットの県のホームページに掲載するものとする。

(3) 部局等の長又は広域振興局長は、毎年4月1日現在における審議会等の状況について、総務部長の定めるところにより報告しなければならない。

(4) 総務部長は、前項の規定による報告に基づき、審議会等一覧の内容を修正のうえ、第2項に規定する手続を行うものとする。

(5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合の手続は、前2項の規定の例によるものとする。

9 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

10 適用期日

この指針は、平成11年4月1日から施行する。

3 審議会等の会議の公開に関する指針の運用について

(平成 11 年 3 月 31 日制定)
(平成 11 年 11 月 4 日一部改正)
(平成 13 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 13 年 10 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 15 年 5 月 12 日一部改正)
(平成 16 年 3 月 1 日一部改正)
(平成 18 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 22 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)
(平成 31 年 3 月 27 日一部改正)
(令和 3 年 3 月 24 日一部改正)
(令和 4 年 3 月 30 日一部改正)
(令和 5 年 3 月 24 日一部改正)

1 指針の趣旨について

審議会の公開に関する指針（以下「指針」という。）は、知事部局における審議会等の会議の公開に関する基本方針を定め、県の各種施策の企画立案又は行政執行の過程において、重要な役割を果たしている審議会等の審議の状況を県民に対して明らかにすることにより、県政に対する県民参加を促進するとともに、県政における透明性、公正性の向上を図り、もって開かれた県政を一層推進しようとするものである。

2 対象とする審議会等について

- (1) 指針 2 に掲げる「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置された附属機関」とは、岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 77 条に規定する附属機関をいう。
- (2) 「これに類するもの」とは、県の各種施策の企画立案等のため、有識者等の意見を聴取し、県政に反映させるために要綱、要領等に基づき設置された協議会、懇談会等をいう。ただし、国や地方公共団体その他関係団体のみで構成し、相互の連絡調整や啓発等を目的とするものは、これに含まれない。

3 会議の公開の基準について

指針 3 は、会議は原則公開とするものであるが、第三者の利益又は公益を保護するため、次のいずれかに該当する場合は、非公開とすることができることを定めたものである。

- (1) 法律、政令若しくは省令又は条例若しくは規則により調停又は仲介の手續等が非公開とされている場合は、この指針によらずに会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（1）関係）
- (2) 情報公開条例（平成 10 年岩手県条例第 49 号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項各号に該当する開示しないことができる情報を含む事項については、公開の場で調停、審査、審議又は調査（以下「審議等」という。）を行うことは適当ではないと考えられることから、その場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（2）関係）
- (3) 審議等の事項によっては、公開した場合、審議妨害や委員に対する圧力等により、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるなど、会議の公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害され、結果として県全体の利益が損なわれる場合があり得ることから、そうした著しい支障が生ずることが、客観的に明らかである場合には会議を公開しないことができることとしたものであること。（指針 3（3）関係）

4 公開又は非公開の決定について

- (1) 指針4(1)の趣旨は、審議会等としての独立性を尊重する観点から、会議の運営に責任を有する審議会等が自らの責任において決定しなければならないということであること。
- (2) 「審議会等の長」とは、当該審議会等において、その会務を総理することとされている者をいうものであること。なお、審議会等の長が選任されていない場合にあつては、当該審議会等の庶務を担当する部局の長が、当該審議会等の長に代わって行うことができるものであること。
- (3) 指針4(2)の趣旨は、審議会等がその会議を非公開とすることについて責任を持って判断したことを明らかにするとともに、その判断の公正さを担保しようとするものであること。
- (4) 公開又は非公開の決定は、県民に前もって周知を図るため、指針6に定める事項を掲示する前までに行うものであること。
なお、会議の招集通知に併せて審議会等の構成員に公開又は非公開の意思確認を行い、当該確認の結果に基づき審議会等の長が決定を行うことにより、指針4(1)に定める手続に代えることができるものであること。
- (5) やむを得ず一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、当該審議会等は審議等に入る前に非公開とする部分を明確にすべきであること。

5 公開の方法等について

- (1) 公開の方法は、県民が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、報道機関に加えて、傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものであること。(指針5(1)関係)
- (2) 審議会等は、あらかじめ会議の傍聴に係る定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものであること。
なお、傍聴定員は、原則10名以上とするが、定員分の傍聴席を確保することが困難な場合は、傍聴定員を減数できるものであること。(指針5(2)関係)
- (3) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めるなど傍聴の手続を定めたいうえで行うものであること。
なお、受付で傍聴希望者に氏名、住所等の個人情報を記載させる必要がある場合には、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにしたうえで、当該目的の使用に同意した者のみに記載を求めるものとする。この場合、必要に応じ、あらかじめ、個人情報の保護等に関する条例(令和4年岩手県条例第49号)第3条の規定により、個人情報ファイル登録簿の作成及び公表を行うこと。(「一般」又は「報道」の別のみを丸囲み等の方法により記載させることは、個人情報の収集に該当しない。)(指針5(3)関係)
- (4) 公正かつ円滑な議事の運営を確保するために、傍聴に係る遵守事項を定めなければならないものであること。(指針5(3)関係)
- (5) 指針5(4)の趣旨は、報道機関に対しては、可能な限り、取材協力をしなければならないこと、及び非公開の会議であっても、公開の会議に準じた取扱いをしなければならないということであること。

6 会議開催の周知について

- (1) 審議会等は、公開する会議の開催を多くの県民が遅くとも会議開催の1週間前までに知ることができるようにするため、行政情報センター及び行政情報サブセンター(行政情報サブセンター地域窓口を除く。)(以下「行政情報センター等」という。))への掲示、インターネットの県のホームページへの掲載のほか、県政番組等の活用など、様々な媒体を活用して、効果的にその周知を図るよう努めなければならないものであること。
 - ① 審議会等の庶務を担当する室課等は、「傍聴要領」(別紙1)及び「会議開催案内(公開)」(別紙2)を作成し、ホームページに掲載した上、電子データ(PDFファイル)を総務部総務室宛て電子メール(FA0037@pref.iwate.jp)又は電子決裁・文書管理システムにより送付すること。
なお、ホームページへの掲載については、会議終了後1年間継続すること。

- ② 総務部総務室は、送付された内容を情報公開のホームページに掲載するほか、行政情報センター等において周知が図られるよう配慮すること。
- (2) 一つの会議で公開する部分と非公開とする部分が存することとなる場合は、前項に定める周知を行う際に、当該会議の一部について非公開とする部分が存することを明らかにしなければならないものであること。
- この場合、前項に定める「会議開催案内（公開）」（別紙2）にかえて、「会議開催案内（一部非公開）」（別紙3）により周知するものとする。
- (3) 審議会等は、取材の便宜を図るため、公開の会議の開催に当たっては、事前に報道機関に対し記者発表、資料提供等の情報提供を行うとともに、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは公開の場合と同様に報道機関に情報提供を行うものであること。
- 資料提供は、「会議開催案内（公開）」（別紙4）又は「会議開催案内（一部非公開）」（別紙5）を作成の上、政策企画部広聴広報課が定める方法により行うものとする。
- なお、非公開の会議であっても、パブリシティの観点から必要なものは同様に「会議開催案内（非公開）」（別紙6）により、資料提供を行うものであること。この場合、公開の会議に準じ、ホームページへの掲載及び行政情報センター等への掲示を併せて行うこととしても差し支えないこと。

7 会議資料及び議事録等の公開

- (1) 指針7(1)の趣旨は、報道機関を通して、広く県民に会議の結果を公表するとともに、県民一人ひとりがそれぞれの関心に応じて直接会議資料等を閲覧できるようにして、県民の利便性の向上を図ることにあり、審議会等は、会議終了後、次のことを行わなければならないものであること。
- なお、指針7(1)「別に定める基準」とは、別添1に掲げる基準をいう。
- ① 報道機関に対する情報提供は、会議開催の周知の場合に準じて行うこと。
- この場合、提供する資料は、下記③の例により作成することとして差し支えないものであること。
- ② 別添1の基準に該当する審議会等は、会議終了後直ちに、会議内容の録音データを総務部総務室に提出し、総務部総務室は、議事録等が作成されるまでの間、当該録音データを情報公開のホームページに掲載するものとする。
- なお、録音データの提出にあたっては、提出方法、編集の必要の有無等について、必ず総務部総務室と連絡調整を行うこと。
- また、不測の事態が生じ、録音データを速やかにホームページに掲載することができない場合は、その旨をホームページ上で説明すること。
- ③ 審議会等は、会議開催日から1週間以内に「会議結果のお知らせ」（別紙7）を作成し、会議資料を添付のうえ、本庁が所管する審議会等にあつては総務部総務室に、出先機関が所管する審議会等にあつては総務部総務室及び当該審議会等の所在する区域を所管する行政情報サブセンターの運営を担当する機関に、会議終了後1週間以内に各1部送付すること。
- なお、会議資料が大部にわたる場合、当該会議の審議等の情報提供に支障のない範囲で添付を省略することができるものであること。
- ④ 審議会等は、当該会議の審議等の状況がわかる議事録等を速やかに作成し、会議開催日から1ヶ月以内に上記③の例により送付すること。ただし、反訳（テープ起こし）等を行うために、議事録等の作成に相当の時間を要する場合は、会議結果の要旨をまとめたものを作成し、会議開催日から1か月以内に送付すること。
- なお、会議結果及び会議資料並びに議事録等については、行政情報センター等における閲覧以外に、審議会等の庶務を担当する室課等のホームページ及び情報公開のホームページに掲載するなど、県民が様々な手段を利用して、当該会議の結果を知り得るよう努めること。
- また、ホームページへの掲載については、会議終了後3年間継続すること。

- (2) 指針7(2)の趣旨は、会議を非公開とした場合であっても、それをもって当然に当該会議に係る会議資料及び議事録等が非開示となるものではないことから、審議会等は、当該会議に係る事項に含まれる情報が条例第7条第1項各号に該当する情報で非開示とされるものを除き、当該会議に係る会議資料及び会議録の公開に努めることとしたものであること。

8 審議会等一覧の作成及び公開について

- (1) 各室課等は、審議会等を新たに設置する場合は、当該審議会等の概要(名称、設置根拠、担当事務、担当室課等の名称等)を記載した「審議会等一覧」(別紙8)を作成し、総務部総務室に提出するものであること。(指針8(1)関係)
- (2) 審議会等一覧は、行政情報センター等に配架し、閲覧に供するとともに、情報公開のホームページに掲載し、公開するものであること。(指針8(3)関係)
- (3) 審議会等の庶務を担当する室課等は、毎年4月1日現在における当該審議会等の状況(「審議会等一覧」の記載事項の変更点等)について、総務部総務室の通知に基づき報告するものであること。(指針8(3)関係)
- (4) 上記(3)の報告内容に基づき、上記(2)の公開の内容を更新するものであること。(指針8(4)関係)
- (5) 年度途中で審議会等一覧の記載事項に変更が生じ、又は審議会等を廃止した場合、上記(2)の公開内容を修正する必要があることから、上記(3)の通知において定める方法に準じて報告するものであること。(指針8(5)関係)

9 適用期日について

平成11年4月1日から施行することとしたこと。

4 岩手県私立学校審議会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の手段により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 岩手県私立学校認可事務取扱要領

(昭和62年8月25日総務部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県内における私立学校、私立専修学校及び私立各種学校（以下「学校」という。）の認可事務の取扱いの円滑な処理を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(学校の設置)

第2条 学校を設置しようとする者（以下「設置計画者」という。）は、学校設置計画書（様式第1号）を、次に掲げる学校の種類ごとにそれぞれの期日までに知事に提出しなければならない。

(1) 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「小学校等」という。）

にあつては、開設予定日の属する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の7月末日

(2) 幼稚園にあつては、開設年度の前々年度の1月末日

(3) 専修学校及び各種学校にあつては、開設年度の前年度の5月末日

2 前項の学校設置計画書には、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 設置趣意書（様式第2号）

(2) 設置計画の概要（様式第3号）

(3) 設立代表者の履歴書（様式第4号）

(4) 教育需要に係る資料（様式第5号）

(5) 校舎等の位置図、配置図及び平面図

(6) 負債償還計画書（様式第6号）

(7) 設置後2年間の収支予算書（様式第7号）

(8) 設置計画者が法人の場合は、理事会及び評議員会の決議録（法人の設立を伴う場合は、設立準備委員会等の決議録）

3 知事は、第1項の学校設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに設置計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、学校の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

(収容定員変更)

第3条 小学校等及び幼稚園の収容定員の増加に係る学則の変更（以下「収容定員変更」という。）をしようとする者（以下「収容定員変更計画者」という。）は、収容定員変更計画書（様式第8号）を、変更予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の収容定員変更計画書には、収容定員変更の概要（様式第9号）のほか、当該計画に係る前条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、これらの規定中「設置」とあるのは、「収容定員変更」と読み替えるものとする。

3 知事は、第1項の収容定員変更計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに収容定員変更計画者に通知するものとする。

4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

5 収容定員変更計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、収容定員変更が認可されるべきものと解釈してはならない。

(高等学校の課程又は学科の設置)

第4条 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の課程又は学科の設置をしようとする者（以下「学科等設置計画者」という。）は、学科等設置計画書（様式第10号）を、設置予定日の属する年度の前々年度の1月末日までに知事に提出しなければならない。ただし、収容定員の増加

を伴わない場合にあつては、学科等設置計画書の提出を省略することができる。

- 2 前項の学科等設置計画書には、学科等設置計画の概要（様式第11号）のほか、当該計画に係る第2条第2項第1号及び第4号から第8号までに掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、第1項の学科等設置計画書の提出があつたときは、その内容について審査し、その結果を速やかに学科等設置計画者に通知するものとする。
- 4 知事は、前項の通知をする場合は、岩手県私立学校審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 学科等設置計画者は、第3項の規定により当該計画を了承と通知された場合にあつても、課程又は学科の設置が認可されるべきものと解釈してはならない。

（事前相談）

第5条 前3条に規定する計画書又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項（第134条において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第130条第1項に規定する認可の申請書を提出しようとする者は、あらかじめ知事に協議しなければならない。

- 2 知事は、前項の協議を受けたときは、必要に応じ、資料の提示を求め、又は関係機関等の意見を聴くことができる。
- 3 知事は、前3条の規定にかかわらず、第1項の協議を受けた場合において、当該計画の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、前3条に規定する計画書の提出を免除することができる。
 - (1) 当該計画の内容が施設の新築等の工事を伴わないものであるとき。
 - (2) 知事が当該計画について、前3条に規定する計画書の審査の過程において当該計画の大幅な修正を迫られる可能性が著しく低いと認めるとき。
 - (3) その他特別な事情があると知事が認めるとき。

（実地検査）

第6条 知事は、第2条から第4条までの規定による計画又は学校教育法第4条第1項若しくは第130条に規定する認可の申請の内容が、施設の新築等の工事を伴う場合にあつては、必要に応じ、当該工事内容を実地に検査することができる。

6 準学校法人の寄附行為の認可に関する審査基準

(令和元年 11 月 29 日政策地域部長決裁)

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 64 条第 4 項の法人（以下「準学校法人」という。）の寄附行為の認可については、私立学校法その他の法令に定めるもののほか、この審査基準により取り扱うものとする。

1 名称について

準学校法人の名称は、その目的にふさわしいものとし、かつ、県内の他の法人と同一又は紛らわしい名称は用いないものとする。

2 基本財産について

(1) 準学校法人は、基本財産として、設置する私立専修学校又は私立各種学校（以下「私立専修学校等」という。）ごとに、次に掲げる施設及び設備又はこれらに要する資金を有していること。

(ア) 専修学校設置基準（昭和 51 年文部省令第 2 号）又は各種学校規程（昭和 31 年文部省令第 31 号）に定める面積を保有する校舎

(イ) 前号に定める校舎建設その他私立専修学校等の目的達成のために必要な用地（以下「校地等」という。）

(ウ) 私立専修学校等の目的及び生徒数に応じた教具、校具等の設備

(2) 前項の施設及び設備の整備に要する経費（以下「設置経費」という。）の財源は、寄附金を充てるものとし、次の各号の一に該当しないものであること。

(ア) 入学を条件とする寄附金、当該施設の建築等に係る請負業者の寄附金その他設置経費の財源として適当と認められないもの

(イ) 寄附能力のない者の寄附金、寄附者が借入金により調達した寄附金等

3 基本財産の借用について

(1) 2 の (1) に定める基本財産は、原則として借用でないこと。ただし、2 の (1) の (ア) 及び (イ) に定める基本財産については、次に掲げる場合など、準学校法人が所有することが困難な特別な事情があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、借用を認めることができること。

(ア) 国又は地方公共団体（以下、「国等」という。）からの借用であり、所有権を移転することが困難であるとき。

(イ) 借用部分について、準学校法人が所有権を取得できないことについて合理的な理由があると認められるとき。

(2) 基本財産が借用である場合においては、長期（概ね 20 年以上）にわたり校地及び校舎を使用する権利を準学校法人が取得できるものであること。ただし、借用の部分が国等からの借用で私権の設定が不可能なときは、基本財産として長期にわたり安定して使用できる旨を証する行政庁の書面をもって代えることができるものとする。

(3) 前項の規定にかかわらず、各種学校が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと

(4) 2 の (1) の (ウ) に定める基本財産については、教育上支障がないと認められる電子計算機等については、借用であっても差し支えないものであること。

4 年次計画について

(1) 学校の校舎及び設備は、開設時までには教育上支障のないよう整備されるものであること。ただし、年次計画により校舎及び設備を整備する場合で、当該年次計画による整備が確実に認められ、かつ、教育上支障がないときは、年次計画による整備を認めることができること。

(2) 校地は、開設時までには教育上支障のないように整備されるものであること。

5 運用財産について

- (1) 準学校法人は、私立専修学校等の経営に必要な運用財産を有していること。
- (2) 前項の運用財産は、学校の種類、規模に応じて毎年度の経常支出に対して生徒納付金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。
- (3) 4 (1)に規定する年次計画により校舎及び設備を整備する場合の、各年度の経常的経費の財源は、生徒納付金、寄附金その他確実な収入に基づくものであること。

6 負債に係る借入金について

準学校法人の設立時の施設又は設備の整備に伴う負債は、特別の事情があり、償還計画が適正かつ確実と認められるものに限り、基本財産に対する総負債額の割合が3分の1以内において認めることができること。

7 資産の内容について

準学校法人の資産は、6の負債に係る借入金の担保とされているものを除き、負担の付いていないものでないこと。

8 会計について

準学校法人の会計処理は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準ずるものとし、その収支予算は、次に掲げるところにより編成され、かつ、適正に執行され得るものであること。

- (1) 経常的収支予算は、教職員の人件費、私立専修学校等の規模に対応する教育研究経費、管理経費、借入金等利息その他の経常的支出が、授業料、入学金等の生徒納付金その他確実な経常的収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。また、生徒納付金の総額は年間経常経費のおおむね1.5倍相当額の範囲内とすること。
- (2) 臨時的収支予算は、施設、設備等の整備計画に応じた支出が、確実な収入をもって充てられ、収支の均衡が保たれるものであること。

9 規模について

- (1) 準学校法人の設置する私立専修学校等の規模は、原則として、学校ごとに生徒総定員が80人以上であること。
- (2) (1)の総定員は、安定した経営が維持できるものであり、かつ、定員の充足について確実な見込みがあるものであること。

10 役員等について

- (1) 準学校法人の理事及び監事は、準学校法人の管理運営に必要な知識又は経験を有する者であるとともに、社会的信望を有する者であること。また、単に名目的な者でなく、私立学校法及び寄附行為に規定する役員の職務を十分に果たし得る者であること。
- (2) 理事及び監事は、他の学校法人及び準学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者であること。
- (3) 理事長は、他の学校法人及び準学校法人の理事長を2以上兼ねていない者であること。
- (4) 理事である評議員以外の評議員について、準学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選定されていること。
- (5) 規程の整備を含め、準学校法人にふさわしい管理運営体制を整えていること。

11 報酬等について

- (1) 財産の寄附者、役員及び管理的地位にある職員の各々について、その者並びにその配偶者及び三親等内の親族（以下「特定の者及びその関係者」という。）が当該準学校法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。）その他の金品の合計額は、

当該準学校法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね2割（その額が特定の者及びその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額3倍（特定の者及びその関係者である校務を担当する常勤の役員又は教職員が2人以上の場合は4倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。

- (2) 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬を受けるものではないこと。
- (3) 学校の施設には教育目的以外のために継続的に使用される施設（財産の寄附者ならびにその配偶者および三親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。

7 学校教育法（昭和22年法律第26号）（抜粋）

（学校の設置廃止等の認可）

第4条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第108条第2項の大学の学科についても同様とする。

①～② （略）

③ 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事

2～4 （略）

（設置廃止等の認可）

第130条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置廃止（高等課程、専門課程又は一般課程の設置廃止を含む。）、設置者の変更及び目的の変更は、市町村の設置する専修学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置（高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。）の認可の申請があつたときは、申請の内容が第124条、第125条及び前3条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならない。

3 前項の規定は、専修学校の設置者の変更及び目的の変更の認可の申請があつた場合について準用する。

4 都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、第1項の認可をしない処分をするときは、理由を付した書面をもつて申請者にその旨を通知しなければならない。

8 学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）（抜粋）

（法第4条第1項の政令で定める事項）

第23条 法第4条第1項（法第134条第2項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項（法第4条の2に規定する幼稚園に係るものを除く。）は、次のとおりとする。

①～⑩ （略）

⑪ 私立の学校（高等学校等の広域の通信制の課程及び大学を除く。）又は私立の各種学校の収容定員に係る学則の変更

（私立学校の目的の変更等についての届出等）

第27条の2 私立の学校の設置者は、その設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）について次に掲げる事由があるときは、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

① （略）

② 高等学校等の専攻科若しくは別科又は特別支援学校の高等部の学科、専攻科若しくは別科を設置し、又は廃止しようとするとき。

③～⑥ （略）

2 （略）

9 私立学校法（昭和24年法律第270号）（抜粋）

（私立学校審議会等への諮問）

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならない。

2 （略）

（申請）

第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

- ① 目的
 - ② 名称
 - ③ その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第54条第3項（同法第70条第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）
 - ④ 事務所の所在地
 - ⑤ 役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定
 - ⑥ 理事会に関する規定
 - ⑦ 評議員会及び評議員に関する規定
 - ⑧ 資産及び会計に関する規定
 - ⑨ 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定
 - ⑩ 解散に関する規定
 - ⑪ 寄附行為の変更に関する規定
 - ⑫ 公告の方法
- 2 学校法人の設立当初の役員は、寄附行為をもって定めなければならない。
- 3 第1項第10号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

（認可）

第31条 所轄庁は、前条第1項の規定による申請があつた場合には、当該申請に係る学校法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その寄附行為の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該寄附行為の認可を決定しなければならない。

2 所轄庁は、前項の規定により寄附行為の認可をする場合には、あらかじめ、私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

（私立専修学校等）

第64条 第5条、第6条及び第8条第1項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項又は第13条第1項に規定する事項」とあるのは「学校教育法第130条第1項の都道府県知事の権限又は同法第133条第1項において読み替えて準用する同法第13条第1項の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第8条第1項中「学校教育法第4条第1項」とあるのは「学校教育法第134条第2項において読み替えて準用する同法第4条第1項」と読み替えるものとする。

2 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。

- 3 前項の規定により専修学校又は各種学校を設置する学校法人に対して第3章の規定を適用する場合には、同章の規定中私立学校のうちには、私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。
- 4 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。
- 5 第3章の規定（同章に関する罰則の規定を含む。）は、前項の法人に準用する。この場合において、同章の規定中「私立学校」とあるのは、「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。
- 6 学校法人及び第4項の法人は、寄附行為の定めるところにより必要な寄附行為の変更をして所轄庁の認可を受けた場合には、それぞれ第4項の法人及び学校法人となることができる。
- 7 第31条及び第33条（第5項において準用する場合を含む。）の規定は、前項の場合に準用する。

10 準学校法人の認可基準の解釈および運用について

(昭和 35 年 5 月 26 日文管振第 207 号 文部省管理局長通達)

準学校法人の認可基準については、昭和 25 年 3 月 14 日付け文部事務次官通達文管庶第 66 号(私立学校法の施行について)により通達されていますが、従来、この認可基準の解釈および運用が区々に行なわれていた向きもあったので、このたび、この認可基準の解釈および運用について別紙のとおり定めましたから、今後、準学校法人を認可する場合には、これによって措置されるよう通達します。

なお、従来、準学校法人が設置する各種学校については、譲渡所得税や贈与税の課税に関して税務当局との間に問題もあったので、この認可基準の解釈および運用を定めるにあたっては大蔵省とも協議した結果、原則としてこれに従って設立され、かつ、運営される準学校法人に対する各種学校のための財産の贈与または遺贈については、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 40 条第 1 項の規定の適用を受けることができる贈与または遺贈に該当するものとして意見の一致を見ました。

したがって、これまでの経過等にかんがみ、この認可基準の解釈および運用については適正な執行を図られるよう万全を期してください。

また、各種学校を設置するその他の公益法人でこの認可基準に適合して設立され、かつ、運営されるものに対する各種学校のための財産の贈与または遺贈についても、準学校法人の場合と同様に措置される見込みでありますので申し添えます。

別紙

準学校法人の認可基準の解釈および運用方針

I 法人の資産について

1 基本財産(私立学校法施行規則(昭和 25 年文部省令第 12 号)第 3 条第 2 項の規定するもの)

(1) 次の施設及び設備又はこれらに要する資金を有すること。

イ施設

(イ) 校地(校舎敷地、屋外運動場、実験実習地等)

(ロ) 校舎

校地及び校舎の面積は、学校の種類及び生徒数に応じて相当のものであること。

ロ設備

(イ) 教具(教育上必要な機械、器具、標本、模型等)

(ロ) 校具(教育上必要な机、腰掛等)

(2) 基本財産は、原則として負担付(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが確実と認められる場合には、この限りでない。

2 運用財産(私立学校法施行規則第 3 条第 2 項に規定するもの)

運用財産としては、学校の種類、規模に応じて毎年度の経常支出に対し授業料、入学金等の経常的収入その他の収入で収支の均衡が保てるものであること。

II その設置する各種学校が次の基準を充していること。

1 修業年限は 1 年以上、授業時数は 1 年 680 時間以上であること。

この場合

(1) この要件は、当該学校の臨時的または附随的な課程を除く課程について該当することを要すること。

(2) 「修業年限」は、一定の時期に就学し、修了することとなっており、かつ、学則で定め

られていること。

(3) 授業時数については、学則で定める教育の内容に従って組織的系統的に計画されている時数が1年680時間以上であること。

2 生徒定数は、80人以上であること。

この場合

(1) 「生徒定数」は、学則で定める収容定員のうち1の要件に該当する各課程において同時に収容する生徒の収容定員の合計とする。

3 生徒定数に応じ相当数の専任教員を有すること。

この場合

(1) 「専任教員」とは、もっぱら当該学校に勤務して教育に従事する者（助手およびこれに類する者を除く。）をいう。

(2) 専任教員の数は、各種学校規程の趣旨にかんがみ、特別の場合（たとえば、国語、数学等おおむね講義による科目を主として教授する課程である場合）を除き、おおむね生徒定数40人につき1人以上であること。ただし、昼夜の課程をおく場合は、これらの課程の間において兼務とするもさしつかえない。

4 学校の経営が営利企業的でないこと。

この場合

「営利企業的でない」とは、公益法人として適正な経理および運営が行なわれ、営利的な仕組みとなっていないことをいい、少なくとも、次の要件をみたしていることを要するものとする。

(1) 当該法人が生徒から経常的に受け入れる授業料その他の金額の総額は、教職員の給与、研究費および共済組合等の掛金、生徒諸費（支給教材費およびこれに関連する費用、支給奨学金およびこれに類する費用、生徒の保健費および福利厚生費ならびに生徒の娯楽運動に要する費用をいう。）ならびに教育用備品費（図書費、教具費および校具費をいう。）の総額のおおむね1.5倍相当額の範囲内であること。

(2) 財産の寄附者、役員および管理的地位にある職員の各々について、その者ならびにその配偶者および三親等内の親族（以下「特定の者およびその関係者」という。）が当該法人から受ける給与（本俸のほか、手当、賞与等を含み、実費弁償費を除く。以下同じ。）その他の金品の合計額は、当該法人が教職員その他の者（校務を担当する常勤の役員を含む。）に対して支給する給与・報酬の総額のおおむね2割（その額が特定の者およびその関係者以外の常勤の教職員の平均給与の月額額の3倍（特定の者およびその関係者である校務を担当する常勤の役員または教職員が2人以上の場合は4倍）に相当する額よりも低い場合は、当該額とする。）の範囲内であること。

(3) 校長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、校務を担当する常勤の役員以外の役員は、その地位について報酬（給与に準ずるものに限る。）を受けないこと。

(4) 学校の施設には教育目的以外の目的のために継続的に使用される施設（財産の寄附者ならびにその配偶者および三親等内の親族が居住その他の用に供しているもの等）が含まれていないこと。